

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の19第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和4年7月25日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和4年度第4号）の内容別紙のとおり。

## 農用地利用集積等促進計画(令和4年度第4号、令和4年7月25日公告)

番号	利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地			利用権の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	借受者氏名	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	始期	終期
1	関場 利勝	福島県南相馬市原町区馬場字川原田193-5	羽根田 薫	福島県南相馬市原町区馬場字薬師前20	福島県南相馬市一時利用地馬場西78-1	田	394.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
2	関場里利法定相続人 関場 利勝 外2名	福島県南相馬市原町区馬場字川原田193-5	羽根田 薫	福島県南相馬市原町区馬場字薬師前20	福島県南相馬市一時利用地馬場西78-2	田	1,437.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
3	関場トリ法定相続人 関場 利勝 外2名	福島県南相馬市原町区馬場字川原田193-5	羽根田 薫	福島県南相馬市原町区馬場字薬師前20	福島県南相馬市一時利用地馬場西78-3	田	2,381.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
4	羽根田教夫法定相続人 羽根田 正晴 外2名	福島県南相馬市原町区馬場字薬師前20	岡田 虎治	福島県南相馬市原町区馬場字川原田220	福島県南相馬市一時利用地馬場西65	田	2,669.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
5	志賀 恒夫	福島県南相馬市原町区馬場字地切50	志賀 恒夫	福島県南相馬市原町区馬場字地切50	福島県南相馬市一時利用地馬場西1	畑	11,175.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
6	志賀 恒夫	福島県南相馬市原町区馬場字地切50	志賀 恒夫	福島県南相馬市原町区馬場字地切50	福島県南相馬市一時利用地馬場西4	畑	4,294.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
7	遠藤 一郎	福島県南相馬市原町区馬場字滝原111-2	遠藤 一郎	福島県南相馬市原町区馬場字滝原111-2	福島県南相馬市一時利用地馬場西11	畑	679.00	賃借権	R4.7.26	R14.12.31
	合計					7筆	23,029.00			